

平成 18 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ
代 表 者 代表取締役社長 菊川 暁
(コード番号 4777 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 管理本部長 藤田 公司
(TEL 03-5778-0321 (代表))

金融庁による当社従業員への 証券取引法違反に対する課徴金納付命令について

平成 18 年 2 月 8 日におきまして、金融庁から、証券取引等監視委員会から当社株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令の勧告を受け、平成 18 年 1 月 13 日に審判手続開始の決定を行ったところ、被審人から課徴金に係る証券取引法（以下「法」という。）第 178 条第 1 項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書の提出があり、これを受けた審判官から法第 185 条の 6 に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、以下のとおり、決定を行ったとの発表がなされました。

このような不正取引はあってはならないことであり、株主・投資家の皆様方並びに関係者の方々に大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社では、未然防止策の導入や社員教育により、インサイダー取引未然防止に取り組んでまいりましたが、今回の不正事件の発生を厳粛に受け止め、インサイダー取引未然防止の改善策を実施し、社員教育の徹底を図り、再発防止に努めてまいり所存であります。

また、コンプライアンス委員会を発足させ、当社及び当社役職員が、法令はもとより社会規範の遵守や企業倫理の確立を図り、社会から信用される企業を目指し取り組んでまいります。

記

1. 決定の内容

納付すべき課徴金の額及び納付期限

- ・被審人 A 金 32 万円 平成 18 年 4 月 10 日（月）
- ・被審人 B 金 31 万円 平成 18 年 4 月 10 日（月）
- ・被審人 C 金 31 万円 平成 18 年 4 月 10 日（月）

2. 事実及び理由

当社従業員 3 名は、その職務に関し当社が第三者割当増資及び業務提携を行うことについて決定した事実を、その職務に関して知り、当該事実が公表される平成 17 年 6 月 21 日以前に、それぞれ、同月 14 日、16 日、16 日において、株券 1 株を 119 万円、120 万円、120 万円で買い付けました。

以 上